

# そらいろ通信 3月

\*社内に笑顔を咲かせましょう\*

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



三寒四温というとおり、でも少しずつ春に近づいている気がします。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

先日は、長男の中学卒業式でした。卒業式後の集会で、宗教の先生が、「感謝」の反対語は「当たり前」とお話されました。私も、毎日の小さな出来事にこそ、感謝をしながら過ごしていきたいと思います。



\*気になる相場\*  
～社員への出産祝金～

(万円)

	一律支給		第二子以降、支給額を変える場合			
	本人の出産	配偶者の出産	本人	配偶者	本人	配偶者
最高額	20	20	4	4	5	5
最低額	0.5	0.5	0.5	0.3	0.5	0.3
最多回答	1	1	1	0.5	0.5	0.5

日本実業出版社調べ（調査期間 平成 26 年 6 月）

★これで完璧！ 3月の事務★



☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（3月10日まで）☆

2月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（3月31日まで）☆

2月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆1月決算法人の確定申告と納税（3月中の決算応当日まで）☆

1月決算法人の確定申告と納税、7月決算法人の中間（予定）申告と納税。



～協会けんぽの保険料率が、3月分から変更になりました～

\_\_\_\_\_は、変更されたもの

北海道	10.15%	石川県	9.99%	岡山県	10.10%
青森県	9.97%	福井県	9.93%	広島県	10.04%
岩手県	9.93%	山梨県	10.00%	山口県	10.13%
宮城県	9.96%	長野県	9.88%	徳島県	10.18%
秋田県	10.11%	岐阜県	9.93%	香川県	10.15%
山形県	10.00%	静岡県	9.89%	愛媛県	10.03%
福島県	9.90%	愛知県	9.97%	高知県	10.10%
茨城県	9.92%	三重県	9.93%	福岡県	10.10%
栃木県	9.94%	滋賀県	9.99%	佐賀県	10.33%
群馬県	9.94%	京都府	10.00%	長崎県	10.12%
埼玉県	9.91%	大阪府	10.07%	熊本県	10.10%
千葉県	9.93%	兵庫県	10.07%	大分県	10.04%
東京都	9.96%	奈良県	9.97%	宮崎県	9.95%
神奈川県	9.97%	和歌山県	10.00%	鹿児島県	10.06%
新潟県	9.79%	鳥取県	9.96%	沖縄県	9.87%
富山県	9.83%	島根県	10.09%		

## 他社の労働条件はどれくらい? Part2 (労働時間、休暇、定年)

他の会社はどのような労働条件で人を雇っているのか、経営者にとってとても気になるところです。平成 27 年 1 月に厚生労働省が行った就労条件総合調査の結果が、昨年 10 月に公表されています。前号に引き続き、この調査結果の一部をご紹介します。

この調査は、民間企業の就労条件の現状を明らかにすることを目的に、毎年行われている調査で、今回は、労働時間制度、定年制、賃金制度が調査されました。このうち、今回は、労働時間、休暇の結果をご紹介します。

1 日の所定労働時間は平均 7 時間 45 分、1 週間の所定労働時間は平均 39 時間 26 分でした。これは 5 年間ほぼ変化していません。

1 年間に企業が付与した年次有給休暇の日数は、1 人平均 18.4 日。そのうち労働者が取得した日数は 8.8 日で、取得率は 47.6%でした。年次有給休暇の取得率は、ここ 5 年間ずっと 50%を下回って横ばい状態となっています。政府は 2020 年までに年九取得率 70%を目指していますが、このままでは目標達成は難しそうです。取得率を業種別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が最も高く 69.8%、最も低いのは「宿泊業、飲食サービス業」で 32.2%でした。

定年制を定めている企業割合は、92.6%です。うち「一律に定めている」企業が 98.1%でした。定年年齢は「60 歳」が最も高く 80.5%、「65 歳以上」とする企業は 16.9%ありました。企業規模が小さくなるほど、定年を「65 歳以上」と定める企業の割合が多くなっています。人材の確保が難しい小規模事業所では、ベテラン社員を手放したくないといった事情があるのでしょう。

法律では 60 歳を下回って定年を定めてはいけないことになっています。また、高年齢者雇用安定法により、原則として 65 歳まで希望者全員の雇用を確保することが求められています。

「雇用の確保」の方法は、定年年齢の引き上げでもかまいませんし、勤務延長（定年後も引き続き雇用）でも構いません。一律定年制を定める企業のうち、勤務延長制度もしくは再雇用制度、または両方の制度がある企業割合は 92.9%でした。「再雇用制度のみ」が最も多く 71.9%ありました。勤務延長・再雇用制度の最高雇用年齢を定めている場合は、いずれも「65 歳まで」とする企業が大半でした。勤務延長の場合は、最高雇用年齢を定めていないという企業も 48.5%ありました。

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

